

(別紙)

海外資料調査における不適正経理事案について

社会・援護局の職員が、米国への海外資料調査派遣（第1次～第4次：6月27日～9月16日。用務先：米国国立公文書館Ⅱ（メリーランド州カレッジパーク））において、前渡資金（海外出張のために前渡しされる現金）について、出張の手配業者を通じて現地における借上げ車両の領収書を水増し（注）することにより資金を捻出し、その一部を目的外に使用した他、借上げ車両を出張用務に直接関係しない視察に使用したこと等が確認された。

それぞれの職員の行為等は以下のとおり。

（注）：車両を使用した時間や単価を操作することにより、実際より高い金額の領収書を作成させた。

課長補佐Aについては、捻出した資金が、第1次出張で1,984ドル、第4次出張で1,840ドルあり、これらを、旅費支給額を上回る宿泊費の補填に充当したほか、現地調査員とのランチミーティング代や現地での用務に使用する消耗品の購入費等に充て、全額費消。また、借上げ車両を出張用務に直接関係しない視察に使用（4,435ドル相当）。

課長補佐Bについては、捻出した資金が、第3次出張で490ドルあり、これを現地調査員とのランチミーティング代やタクシー代等に充て、全額費消。また、借上げ車両を出張用務に直接関係しない視察に使用（1,625ドル相当）。

係長については、課長補佐Aの指示を受けて捻出した資金が第2次出張で3,810ドルあり、このうち538ドルを、現地調査員とのランチミーティング代、現地での用務に使用する消耗品の購入費、タクシー代等に充当。

なお、各出張者は、捻出した資金の全額及び出張用務に直接関係しない視察に使用した借上げ車両の費用を返還することを約束し、すでに引き渡している。